

五泉市農業委員会

令和 7 年 第 12 回 定例総会議事録

会議開催 令和 7 年 12 月 19 日(金) 午後 2 時 00 分
場 所 五泉市福祉会館 3 階 大会議室

出席委員(15 人)

1 番 渡邊 利雄	2 番 亀山 公子
3 番 大槻 彰吉	4 番 長谷川 亘
5 番 深井 秋彦	6 番 大湊 弘明
7 番 高橋 喜美子	8 番 権平 孝男
9 番 武藤 智暁	10 番 樋口 勝俊
11 番 川瀬 福司	12 番 井上 百合子
13 番 (欠席)	14 番 (欠席)
15 番 金子 郁夫	16 番 (欠席)
17 番 (欠席)	18 番 金子 信行
19 番 松尾 タカ子	

欠席委員

13 番 清田 ひろみ	14 番 村田 和賢
16 番 酒井 美奈子	17 番 大湊 賢吉

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	本間 泰巳
村松事務所長	牛腸 修啓	係 長	星 恵里子
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に

よる農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について

- ・所有権移転案件
- ・利用権設定・転貸案件
- ・利用権移転案件

1 開会

司 会 皆さんお疲れ様でございます。

それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和7年第12回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和7年第12回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中15人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、13番・清田ひろみ委員、14番・村田和賢委員、16番・酒井美奈子委員、17番・大湊賢吉委員から欠席の通告がありましたので、報告いたします。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、1番・渡邊利雄委員、2番・亀山公子委員 をお願いいたします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長をお願いいたします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程6、農地パトロールの報告であります。
調査班の班長、10番・樋口勝俊委員から、報告をお願いします。

調査班長（樋口勝俊 委員）

はい、議長。議席番号10番、現地調査班 樋口です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として12月の農地パトロールを実施しました。

本日9時から私ほか、齋藤穂秋推進委員、長澤推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、猿和田、赤羽、四ツ屋新、土堀、尾白、町屋、今泉、羽下、宮町、論瀬、一本杉、伊勢の川、村松地区では、下戸倉、上野、本田屋、千原 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問ございませんでしょうか。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第1号

議 長 続きまして、日程7、議件の審議に入ります。
最初に、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数47件で、売買が7件、交換が2件、貸借が38件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。

番号1番から7番は売買の案件です。

番号1番は、田3筆5,535㎡、番号2番は、田8筆8,247㎡、番号3番は、畑1筆595㎡、番号4番は、田1筆679㎡、番号5番は、田2筆2,574㎡、番号6番は、田

1筆1,841㎡、番号7番は、田5筆4,212㎡、これらを議案書の備考欄に記載されている金額で売買するものであります。

6ページをご覧ください。

番号8番と9番は交換の案件です。

番号8番は、田2筆2,042㎡、番号9番田2筆2,042㎡であります。

7ページをご覧ください。

番号10番から番号47番は賃貸借の案件です。

番号10番は、田3筆2,765㎡、番号11番は、田1筆2,042㎡、8ページをご覧ください。番号12番は、田5筆5,105㎡、番号13番は、田3筆2,730㎡、番号14番は、田15筆13,266㎡、番号15番は、田15筆10,081㎡、番号16番は、田5筆4,688㎡、番号17番は、田3筆2,882㎡、番号18番は、田7筆6,674㎡、番号19番は、田3筆2,965㎡、番号20番は、田8筆5,026㎡、番号21番は、田1筆83㎡、番号22番は、田4筆2,517㎡、18ページをご覧ください。番号23番は、田3筆2,062㎡、番号24番は、田4筆2,023㎡、番号25番は、田5筆3,657㎡、20ページをご覧ください。番号26番は、田1筆974㎡、番号27番は、田8筆2,159㎡、番号28番は、田4筆2,134㎡、22ページをご覧ください。番号29番は、田1筆50㎡、番号30番は、田5筆3,194㎡、番号31番は、田1筆1,012㎡、番号32番は、田3筆2,958㎡、番号33番は、田1筆984㎡、番号34番は、田1筆984㎡、24ページをご覧ください。番号35番は、田2筆1,552㎡、番号36番は、田1筆975㎡、番号37番は、田3筆2,949㎡、番号38番は、田1筆2,967㎡、番号39番は、田10筆17,176㎡、番号40番は、田4筆3,716㎡、番号41番は、田2筆2,885㎡、番号42番は、田2筆2,493㎡、番号43番は、田15筆24,546㎡及び畑1筆2,881㎡、合計面積27,427㎡、番号44番は、田6筆7,132㎡、番号45番は、田7筆7,032㎡、番号46番は、田1筆1,071㎡、番号47番は、田5筆6,054㎡、これらを議案書の備考欄に記載されている通り、貸し借りするものであります。

なお、すべての申請地を事務局で事前に確認を行っているところであります。本日の現地確認は、筆数が多いことにより、47件の申請があった内、32件の申請は、農業経営基盤強化促進法からによる更新手続きであるため、番号10番、番号11番、番号15番から番号44番までの32件を省略いたしましたので、ご了承願います。

33ページから79ページをご覧ください。

番号1番から番号47番の案件について、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

なお、欠席の4委員からは、本議案外2件につきまして、特段の意見等の申し出はございませんでした。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いいたします。

調査班長（樋口勝俊 委員）

はい、議長。説明いたします。

番号1番は猿和田地内の田、番号2番は赤羽地内の田及び四ツ屋新の田、番号3番は町屋地内の畑、番号4番は羽下地内の田、番号5番は土堀の田、番号6番は尾白の田、番号7番は下戸倉の田、番号8番及び番号9番は今泉の田、番号12番から番号14番は今泉の田、番号45番は本田屋及び千原の田、番号46番及び番号47番は、上野の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第2号

議 長 続きまして、「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明をいたします。
今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数4件で、売買が2件、賃貸借が1件、使用貸借が1件であります。

83 ページをご覧ください。

番号1番は、宮町地内の登記地目 田 199 m²を住宅建築用地とする永久転用案件で、売買となります。

91 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。

申請地は、赤海地内の都市計画用途地域内であり第3種農地と判定されます。

第3種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、

転用は止むを得ないものと判断いたしました。

83 ページに戻っていただき、

番号 2 番は、論瀬地内の登記地目 田 236 m²を従業員用駐車場とする永久転用案件で、売買となります。

95 ページをご覧ください。

申請地において、譲受人は、農地売買の話がまとまった時点で、自動車を取り入れるために、令和 7 年 11 月 20 日頃、砂利を敷いてしまいました。申請前に、事前着工していたことをなります。本来ならば、原形復旧をすべきところではありますが、工事を止めてもらい、始末書を添付したうえでの申請となりました。

101 ページをご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は、「イ-(イ)-c-(e)」であります。

申請地は、おおむね 10ha 以上の広がりのある農地の一部で、第 1 種農地と判定されます。

本来転用は不許可となりますが、集落に接続して設置されるものであり、周辺への影響も少ないと考えられるため、いわゆる「にじみ出し」による転用として、止むを得ないものと判断いたしました。

83 ページに戻っていただき、

番号 3 番と番号 4 番はひとつの案件となります。

一本杉地内の田 2 筆、合計面積 2,085 m²を砂利採取とする一時転用案件で、賃貸借となります。

110 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。

申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

83 ページに戻っていただき、

番号 5 番は、伊勢の川地内の登記地目 田 28 m²を私有地の道路拡幅とする永久転用案件で、親子間の使用貸借となります。

116 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。

申請地は、都市計画用途地域内で、第 1 種住居地域であり、第 3 種農地と判定されます。第 3 種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（樋口勝俊 委員）

はい、議長。説明いたします。

最初に、番号2番の農地の状況を説明いたします。論瀬地内の休耕田は、事務局の報告のとおり、一部砂利を敷いておりましたが、周辺への影響は少ないところでありました。

番号1番は、宮町地内の休耕畑、番号3番と番号4番は、一本杉地内の田、番号5番は、伊勢の川地内の休耕畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

大槻彰吉 委員
はい、議長。

議 長 3番、大槻委員。

大槻彰吉 委員
はい、議長。議席番号3番、大槻です。
番号2番の農地の状況のように、始末書をつけたうえでの申請を受付けている。
転用の基準を考えてほしい。農業委員会の姿勢を示して、今後の対象を考えてもらいたい。農業委員会として、基準を設けてほしい。事務局は、どのように考えておられますか。

松尾局長 はい、議長。

議 長 はい、事務局。お願いします。

松尾局長 事務局は、相談があった時点で現地を見て、許可相当であれば、協議をしますし、これはちょっとどうかなというものは、委員にご相談するとか、ケースバイケースで考えております。

議 長 他に、ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第3号(①所有権移転案件)

議 長 続きまして、「議第3号・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。

はじめに、「所有権移転案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
123 ページ、124 ページの番号7番と8番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長。説明をいたします。

123 ページ、124 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画に基づく所有権の移転は、新潟県農林公社を介在した売買であります。

売渡と買受を案件ごとに順番に表示しております。

この案件を含む、番号1番から8番の内容については、令和7年12月12日開催のあっせん審査委員会において審議し、妥当であるとの審査結果を得ています。

番号7番と8番は売買の案件です。

番号7番と8番は、合計面積9,206㎡

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

127 ページ、128 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「所有権移転案件」の番号7番と8番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「所有権移転案件」の番号 7 番と 8 番は、原案のとおり決定されました。

関係委員は、入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「所有権移転案件」の番号 7 番と 8 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい議長。説明をいたします。

119 ページをご覧ください。

先ほどご審議いただいたものを含め、今月の「所有権移転案件」について、4 件の申し出がありました。

番号 1 番から 6 番は売買の案件です。

番号 1 番と 2 番は、合計面積 3,458 m²

番号 3 番と 4 番は、合計面積 7,032 m²

番号 5 番と 6 番は、合計面積 15,672 m²

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

127 ページ、128 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「所有権移転案件」の番号 7 番と 8 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「所有権移転案件」の番号 7 番と 8 番を除く案件は、原案

のとおり決定されました。

7 議件 / 議第3号(②利用権設定・転貸案件)

議 長 続きまして、「利用権設定・転貸案件」についてお諮りします。
この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
148 ページから 149 ページの番号 7 番と 8 番は、関係委員が関係しますので、議
事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい議長。説明をいたします。
148 ページをご覧ください。
農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等は、新潟県農林公社を介在した
貸借であります。
貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。
番号 7 番と 8 番は、合計面積 1,637 m²
それぞれを無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。
255 ページ、256 ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、
農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。
「利用権設定・転貸案件」の番号 7 番と 8 番は、原案のとおり決定することに賛成
の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号 7 番と 8 番は、原案のと
おり決定されました。

関係委員は入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、番号 21 番と 22 番、番号 23 番と 24 番、番号 25 番と 26 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい議長。説明をいたします。

169 ページをご覧ください。

番号 21 番と 22 番は、合計面積 1,358 m²

番号 23 番と 24 番は、173 ページ、合計面積 6,614.63 m²

番号 25 番と 26 番は、合計面積 1,399 m²

それぞれを無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

255 ページ、256 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「利用権設定・転貸案件」の番号 21 番と 22 番、番号 23 番と 24 番、番号 25 番と 26 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号 21 番と 22 番、番号 23 番と 24 番、番号 25 番と 26 番は、原案のとおり決定されました。

関係委員は入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「利用権設定・転貸案件」の番号 7 番と 8 番、番号 21 番から 26 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長。説明をいたします。

129 ページをご覧ください。

先ほどご審議いただいたものを含め、今月の「利用権設定・転貸案件」について、68 件の申し出がありました。

番号 1 番と 2 番は、134 ページ、合計面積 9,861 m²

番号 3 番と 4 番は、139 ページ、合計面積 12,862 m²

番号 5 番と 6 番は、148 ページ、合計面積 17,786.17 m²

番号 9 番と 10 番は、面積 1,237 m²

番号 11 番と 12 番は、面積 2,965 m²

番号 13 番と 14 番は、合計面積 959 m²

番号 15 番と 16 番は、155 ページ、合計面積 13,113.76 m²

番号 17 番と 18 番は、161 ページ、合計面積 9,884.80 m²

番号 19 番と 20 番は、169 ページ、合計面積 15,363 m²

番号 27 番と 28 番は、176 ページ、合計面積 739.69 m²

番号 29 番と 30 番は、合計面積 3,667 m²

番号 31 番と 32 番は、合計面積 2,763 m²

番号 33 番と 34 番は、合計面積 3,611 m²

番号 35 番と 36 番は、面積 2,239 m²

番号 37 番と 38 番は、185 ページ、合計面積 6,649 m²

番号 39 番と 40 番は、合計面積 2,493 m²

番号 41 番と 42 番は、合計面積 3,861 m²

番号 43 番と 44 番は、192 ページ、合計面積 10,192 m²

番号 45 番と 46 番は、面積 717 m²

番号 47 番と 48 番は、合計面積 748.93 m²

番号 49 番と 50 番は、面積 963 m²

番号 51 番と 52 番は、196 ページ、合計面積 8,637 m²

番号 53 番と 54 番は、199 ページ、合計面積 5,891.40 m²

番号 55 番と 56 番は、202 ページ、合計面積 6,235 m²

番号 57 番と 58 番は、合計面積 5,223 m²

番号 59 番と 60 番は、208 ページ、合計面積 7,231 m²

番号 61 番と 62 番は、214 ページ、合計面積 13,458 m²

番号 63 番と 64 番は、合計面積 1,870 m²
番号 65 番と 66 番は、合計面積 3,033 m²
番号 67 番と 68 番は、面積 1,021 m²
番号 69 番と 70 番は、合計面積 1,579 m²
番号 71 番と 72 番は、面積 109 m²
番号 73 番と 74 番は、合計面積 4,056 m²
番号 75 番と 76 番は、面積 603 m²
番号 77 番と 78 番は、面積 28 m²
番号 79 番と 80 番は、合計面積 944 m²
番号 81 番と 82 番は、合計面積 2,042 m²
番号 83 番と 84 番は、合計面積 1,969 m²
番号 85 番と 86 番は、合計面積 6,405 m²
番号 87 番と 88 番は、面積 323 m²
番号 89 番と 90 番は、合計面積 1,695 m²
番号 91 番と 92 番は、面積 2,056 m²
番号 93 番と 94 番は、面積 2,903 m²
番号 95 番と 96 番は、面積 2,537 m²
番号 97 番と 98 番は、面積 3,057 m²
番号 99 番と 100 番は、面積 2,837 m²
番号 101 番と 102 番は、合計面積 6,440 m²
番号 103 番と 104 番は、面積 943 m²
番号 105 番と 106 番は、合計面積 2,042 m²
番号 107 番と 108 番は、合計面積 1,420 m²
番号 109 番と 110 番は、合計面積 5,188 m²
番号 111 番と 112 番は、合計面積 3,333 m²
番号 113 番と 114 番は、面積 2,959 m²
番号 115 番と 116 番は、240 ページ、合計面積 9,017 m²
番号 117 番と 118 番は、242 ページ、合計面積 5,632 m²
番号 119 番と 120 番は、合計面積 7,334 m²
番号 121 番と 122 番は、合計面積 1,384 m²
番号 123 番と 124 番は、合計面積 9,472 m²
番号 125 番と 126 番は、249 ページ、合計面積 10,218 m²
番号 127 番と 128 番は、面積 1,824 m²
番号 129 番と 130 番は、合計面積 6,198 m²
番号 131 番と 132 番は、面積 1,587 m²
番号 133 番と 134 番は、合計面積 5,525 m²
番号 135 番と 136 番は、合計面積 5,657 m²

それぞれを議案書記載の金額または無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

68 件の申し出のうち、地域計画区域の区域外は 13 件、番号 69 番から 88 番の 10 件、

番号 91 番と 92 番、番号 111 番と 112 番、番号 131 番と 132 番であります。

255 ページから 258 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。
(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。
「利用権設定・転貸案件」の番号 7 番と 8 番、番号 21 番から 26 番を除く案件は、
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号 15 番と 16 番、番号 17
番と 18 番、番号 23 番と 24 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第 3 号 (③利用権移転案件)

議 長 続きまして、「利用権移転案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長、説明いたします。
259 ページをご覧ください。
今月の「利用権移転案件」について、10 件の申し出がありました。
番号 1 番は、面積 3,825 m²
番号 2 番は、面積 2,939 m²
番号 3 番は、面積 1,021 m²
番号 4 番は、面積 5,049 m²
番号 5 番は、263 ページ、合計面積 21,361 m²
番号 6 番は、266 ページ、合計面積 12,711.57 m²
番号 7 番は、面積 5,972 m²
番号 8 番は、面積 1,490 m²
番号 9 番は、面積 6,913 m²
番号 10 番は、面積 6,596 m²
議案書のなかで、譲渡人の欄に記載されているのは、現在の耕作者です。

そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者です。

土地の所有者については備考欄に記載してあります。

これらを新しい耕作者に変更するものです。

なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も現在の契約の額を引き継ぐことになります。

269 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する

法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

10 件の申し出のうち、地域計画区域の区域外は該当ありません。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「利用権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもって、令和 7 年第 12 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 7 分 閉会)